

昔山背国やましろのくにに一の自度ひとりのじど有り。姓名うぢなな詳ならず。常に碁ごを作つことを宗むねとす。沙弥しゃぎ白衣びやくいと俱ともに碁ごを作つ時に、乞こふ者ひと来りて法花經ほふくゑきやうの品ぼむを讀みて物を乞こふ。沙弥しゃぎ聞ききて輕あなづり咲わらひ皆あきけりて、故ことさらに己おのが口くちを俛もつらしめて音こゑを訛よこりて効こゑび讀よむ。白衣びやくい聞ききて、碁ごの条ぢょうに恐おそりて曰いはく「畏恐かしこし」といふ。白衣びやくいは碁ごを作つ遍たひごとに勝かつ。沙弥しゃぎは遍たひごとになほ負まく。是こゝに即坐あなから沙弥しゃぎ口啞斜くちやがみて、藥くすりをもちて治療いえしむれども終つひに直ただらず。法花經ほふくゑきやうに云のたまはく「もし輕あなづり咲わらふ者ひと有らば、当まさに世よ々に牙齒きは疎おろそかに缺かけ、脣くちびる醜みにくく鼻はな平ひらみ、手脚てあし繚こ戻りて、眼目め角すかめ疎おろそならむ」とのたまふは、其それ斯これを謂いふなり。むしろ悪あしき鬼託ものつきて多おほく濫言みだりごとすとも、經きやうを持たもつ者ひとを誹謗そしるべからず。能よく口業くぐふを護まもるべし。

僧湯ほふしを涌わかす分わけの薪たきぎを用もちて他ひとに与あへて牛うしと作つくりて役やく

はれ奇あやしき表しるしを示あらはす縁ことのもと 第二十

積惠勝しやくゑしやうは、延興寺えんきやうじの沙門さもんなり。法師平生時ほふしむかし、湯わかを涌わかす分わけの薪たきぎを一束ひとつか誂とりて他ひとに与あへて死しにき。其その寺やしろに一の特とく有ありて犢子とらこを生なむ。長大ひととなりて後のちに、車くるまを駕ひこぎ薪たきぎを載のせ、憩いこふこと無なく馭おひつかはる。車くるまを控ひこぎて寺やしろに入る。時ときに知しらぬ僧寺ほふしの

弥。私度僧。「度」は出家する意。「自度」は私度とも。官の許可を得ずに出家すること。僧尼の公驗(証明書)は養老四年(七〇)よりおこなわれた、とされる(統紀)が、それ以後では公驗の有無が官度と私度自度とを区別する基準であろう。本説話がいつの時代に設定されているのかは不明である。課役をのがれるために浮浪し乞食する僧は多かった。これらの私度僧たちを、本書は隱身の聖ととらえている。本書を益田勝実は私度僧の信仰のあかしの文学とする。一底本訓釈「故(己止左良二)」。二ねじ曲げさせて。底本訓釈「候(毛刀良奈之天波利天)」は多くの誤写を含む。三なままつて。四まねて讀む。底本訓釈「効(万爾(禰)か)比」。五原文「碁条」は、碁石を一目置くごとに、の意であろうが、「条」のこのような用法は見出しがたい。六底本訓釈「負(保須)」は誤釈。七中巻十八縁、下巻二十縁の「口啞斜」にイメージが結びついている。八妙法蓮華經・普賢菩薩勸発品。九底本訓釈「疎(於呂曾可爾)」。三底本訓釈「繚戻(口)上(か)礼于反、下来反、二合、毛止利天」。三底本訓釈「角疎(角疎か)〈下七反(膝とあやまつて音が付されている)〉、二合、須可爾」。三原文「而与(持)經者、不可(誹謗)」。与は、一を、の意。

第二十縁 あやしき表(しるし)の説話。今昔物語集・二十ノ二十に書承。

三 寺の浴室のための燃料。四 未詳。本説話以外に所伝をみない。五 未詳。六 底本訓釈「誂(取也)」。七 名義抄「誂(トル)」。八 底本訓釈「犢(特)か(女牛)」。九 底本訓釈「犢(積)か(牛子)」。一〇 「ひく」の表記を「駕(控)」「引」と変化させていると考え、「駕」を「ひく」と訓む。

門に在りて曰はく「惠勝法師は、涅槃經を能く読むといへども車を引くこと能はず」といふ。牛聞きて涙を流し、長息きて忽に死ぬ。牛を將る人其の僧を嘖めて言はく「汝牛を呪ひて殺す」といひ、捉へて宮に申す。宮状を問はむとして僧を請へて見れば、面姿奇しく貴く身体殊しく妙にしていますます宴嘿なり。淨き屋に居る、絵師を召請へて言はく「彼の法師の容の如く誤たず絵きて持ち来れ」といふ。絵師等詔を奉りて持ちて宮に進る。宮見ればみな觀音菩薩の像なり。彼の師忽然に覲えず。諒に委る、觀音の示す所更に疑ふべからず、むしろ飢に迫められ沙土を食むとも謹常住の僧の物を用食まされ、と。所以に大方等經に云はく「四重五逆は我れもまた能く救ふ。僧の物を盗むことは我が救はぬ所なり」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

慈ふる心無く馬に重き駄を負して現に悪しき報を得  
る縁 第二十一

昔河内国に苾販の人有り。名けて石別と曰ふ。馬の力を過ぎて重き荷を負し、馬往かぬ時には瞋恚り捶ち驅ふ。荷を負ひて勞れ、兩の目に涙を出す。苾を売

一〇 底本訓釈「懇へ伊己不己止」。

一一 底本訓釈「控へ引也」。

一 大般涅槃經、四十卷。本書では舌内入声音は「ち」で表記した。「ねちはん」もその例。類似音を示すならば、ネツファン。原文「能誦」は、誦經することができるといふ意。洛陽伽藍記・二「以誦四十卷涅槃亦升天堂」。誦經のイメージが下卷十九縁に結びついている。二より高い地位の存在(たとえば、人)への転生を暗示する。前生の罪が、今生での勞役によって贖われたのである。三 底本訓釈「呪乃呂比天」。四 底本訓釈「姿加保」。五 底本訓釈「妹(妹か)有留和之久」。妙法蓮華經・授記品「端正殊妙」。六 底本訓釈「宴嘿(上依爾反、下目反、二合、比曾加爾之天)。妙法蓮華經・序品「寂然宴默」。七 底本訓釈「繪(音惠反)。八 妙法蓮華經・觀世音菩薩普門品「心下以比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷身、得度者、即現比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷身、而為說法」。九 底本訓釈「迫(世女)」。一〇 四分律行事鈔・中ノ一は「僧物」を四種に分類して、常住常住、十方常住、現前現前、十方現前、とする。ここでは常住常住の僧物をいう。二 大方等陀羅尼經・三の取意。本説話の引用文と同文のものが梵網經古迹記・下本に「方等經云」として引用。三 四重罪を犯した者(教団を追放される(波羅夷))と五逆罪を犯した者(無間地獄に墮す)と。

第二十一縁 惡業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ二十九に書承。

三 未詳。本説話以外に所伝をみない。四 公私の運米は五斗を一俵とし、三俵を一駄とした(延喜式・雜式)。五 底本訓釈「捶打也」。